

令和3年4月1日施行経営事項審査の取扱いについて

令和3年4月1日より、経営事項審査の基準が改正されました。改正の内容及び確認書面は以下のとおりです。

項番46	法定外労働災害補償制度の加入状況
<b>【改正内容】</b> 保険会社以外の組織については、改正後は中小企業等共同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても加点されることとなりました。	
<b>【確認書面（例示）】</b> 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者との間の契約を証する書面（加入証明書等）	

**項番 5 2 監査の受審状況**

**【改正内容】**

- ① 審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合  
→「1」を記入
- ② 審査基準日において、会計参与の設置を行っている場合  
→「2」を記入
- ③ 建設業に従事する職員のうち、経理事務の責任者であって、以下のアからエのいずれかに該当する者が、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合  
→「3」を記入
- ア 審査基準日において、規則第18条の3第3項第2号イに該当する者（公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修、並びに税理士であって、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの。）
- イ 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日（4月1日。以下、同じ。）から起算して審査基準日において5年を経過しないもの
- ウ 1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの
- エ 規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（①平成29年3月31日以前に1級登録経理試験に合格した者（令和5年3月31日までの申請に限る。）  
②登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの。③公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において1年を経過しないもの）
- ④ ①から③のいずれにも該当しない場合→「4」を記入

**【確認書面】**

- ・「1」を記入の場合  
無限定適正意見、限定付適正意見が付された有価証券報告書又は監査報告書
- ・「2」を記入の場合  
会計参与報告書
- ・「3」を記入の場合  
経理処理の適正を確認した旨の書類（該当者自らの署名が付されたもの）

**項番 53****公認会計士等の数****【改正内容】**

建設業に従事する職員のうち、以下のアからエに該当する者の数を記入

- ア 審査基準日において、規則第18条の3第3項第2号イに該当する者（公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修、並びに税理士であって、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの）
- イ 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日（4月1日。以下、同じ。）から起算して審査基準日において5年を経過しないもの
- ウ 1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの
- エ 規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（①平成29年3月31日以前に1級登録経理試験に合格した者（令和5年3月31日までの申請に限る。）  
②登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの。  
③公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において1年を経過しないもの）

**【確認書面】**

- ア 公認会計士及び税理士の研修受講を証明する書面
- イ 1級登録経理試験の合格証
- ウ 登録経理講習の受講を証明する書面
- エ ①1級登録経理試験の合格証  
②一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面、  
③公認会計士の合格証又は税理士の合格証

項番 5 4

2 級登録経理試験合格者等の数

【改正内容】

建設業に従事する職員のうち、以下のアからウに該当する者の数を記入

- ア 2 級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの
- イ 2 級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日（4月1日。以下、同じ。）から起算して審査基準日において5年を経過しないもの
- ウ 規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（①平成29年3月31日以前に2級登録経理試験に合格した者（令和5年3月31日までの申請に限る。）、②登録経理試験の2級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの。）の人数の合計を記入中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者との間の契約を証する書面（加入証明書等）

【確認書面】

- ア 2 級登録経理試験の合格証
- イ 登録経理講習の受講を証明する書面
- ウ ① 2 級登録経理試験の合格証  
② 一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面

項番 6 1

CPD 単位取得数

**【改正内容】**

・「CPD取得単位数」の欄は、建設業者に所属する※技術者（技術者数の欄に計上した技術者）が取得したCPD単位の合計数とする。（※審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があること。）

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つをもとにCPD単位取得数を算出するものとする。

各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする（算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。）

**【各技術者のCPD単位：積算】**

$$\left[ \begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団} \\ \text{体によって取得を認定され} \\ \text{た単位数} \end{array} \right] \div \left[ \begin{array}{l} \text{告示別表第18(※)左欄に掲} \\ \text{げるCPD認定団体毎に右欄} \\ \text{に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

※告示別表第18は次頁参照

- ・「技術者数」の欄は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。
- ・技術職員名簿に記載できなかった者は、様式第4号CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）に記載して提出する。（監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者又は一級技士補の資格を有するが、その資格の対象となる業種を申請していない場合や技術職員名簿の対象となる資格ではない2級技士補を有している場合）

**【確認書面】**

- ①CPD単位を所得した技術者名簿（様式第4号）※技術職員名簿に記載のある者を除く。
- ②CPD認定団体がCPD単位数を証する書面等の写し
- ③検定又は試験の合格証その他の当該技術者が有する資格を証明する書面等の写し
- ④様式第4号の「CPD単位欄」に単位を記載した技術者の健康保険証及び標準月額決定通知書の写し

(参考) 告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタツツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタツト協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

項番 6 2	技能レベル向上者数
<p><b>【改正項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に計上した技能者が、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数とする。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1とする。</li> <li>・「技能者数」の欄は、審査基準日以前3年間に、<u>※施工体制台帳を作成しなければならない工事の施工に従事した者（建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）の数とする。</u></li> <li>・「控除対象者」の欄は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。</li> <li>・「控除対象者」の欄は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。</li> </ul> <p>※「施工体制台帳を作成しなければならない工事」とは、発注者から直接請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事は、6,000万円）以上となる工事及び公共工事を受注した建設業者が下請契約をする工事（公共工事については、下請金額の下限が撤廃されたため必ず作成しなければならない。）</p>	
<p><b>【確認書面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能者名簿（様式第5号）</li> <li>・能力評価（レベル判定）結果通知書</li> <li>・工事施行台帳の作業員名簿</li> <li>・技術職員名簿に記載のない技能者を技能者名簿に記載した場合、様式第5号の「レベル向上」欄「控除対象」欄に○を記入した技能者の健康保険証及び標準月額決定通知書の写し</li> </ul>	